

八街市教育委員会議事録

令和8年第6回定例会

期 日 令和8年6月25日（木）
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時00分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	近 藤 博 子
	委 員	伊 藤 良 子

出 席 職 員	教 育 部 長	川 津 和 久
	教 育 総 務 課 長	塚 本 廣
	学 校 教 育 課 長	羽 田 野 淳
	生 涯 学 習 課 長	富 谷 のり子
	生涯学習課スポーツ振興室長 兼スポーツプラザ所長	宮 内 英 史
	中 央 公 民 館 長	十 川 徳 雄
	図 書 館 長	金 谷 隆 之
	学校給食センター所長	吉 野 輝 彦
	郷 土 資 料 館 長	青 柳 好 宏
	教育総務課副主幹(事務局)	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和8年第6回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日の出席は、私を含めて全員です。
定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と吉田委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和8年5月14日から6月24日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

はじめに、議会関係についてまとめてご報告いたします。

5月26日、令和8年6月議会 開催前における定例記者会見に出席しました。

5月29日、令和8年6月議会が開会し、本会議に出席しました。

今議会に提出された案件は、発議案3件、諮問1件、議案19件でした。

一般質問は、6月4日から8日の3日間で行われ、15人の議員から通告があり、教育委員会関係では、教職員の労働環境や働き方改革、学年チーム担任制、学校における交通安全教育、不審者侵入防止対策や防犯カメラの設置、学校トイレの洋式化、通学路における交通安全対策や見守り活動、いじめ・不登校対策、児童生徒によるSNS等の利用上の課題、中学校等の部活動遠征時における交通手段の安全確保、公民館や市営グラウンドの予約・利用方法など、11人の議員から31項目にわたる質問がありました。

一般質問の詳細につきましては、後日改めてご報告いたします。

6月11日、議案質疑に出席しましたが、今回は教育委員会関係の議案及び質疑はありませんでした。

2ページをご覧ください。

6月23日、本会議に出席し、発議案の上程、委員長報告、討論及び採決が行われ、上程された議案は、すべて可決されました。

議会関係につきましては、以上となります。

1ページにお戻りください。

続きまして、日付に沿って、主なものをご報告いたします。

5月14日、市内4中学校で体育祭が開催され、委員の皆様とともに視察しました。

どの中学校におきましても、生徒たちが皆、真剣に競技に取り組む姿がとても印象的でした。

5月19日、新千葉カントリー倶楽部を会場に第43回八街市民ゴルフ大会が開催され、表彰式に出席しました。

今大会には、65人の参加がありました。

5月21日、東金アリーナ陸上競技場を会場に小学校陸上競技大会が開催

され、視察しました。

当日は雨まじりの天気でしたが、各小学校から選ばれた5・6年生の代表選手が、8種目の競技ごとに、真剣に競い合いました。

同日、浦安市文化会館において、令和8年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会が開催され、山田教育長職務代理者及び近藤委員とともに出席しました。

5月28日、八街北中学校において、台北市麗山国民中學との交流活動を視察しました。

今回は初めての試みとして、部活動での交流を行い、両校の生徒たちは、バレーボール、卓球、剣道及び吹奏楽部の4グループに分かれて、競技や演奏を一緒に楽しんでいました。

6月2日、成田市中台運動公園を会場に開催された印旛郡市陸上競技大会を視察しました。

大会では、交進小学校5年生の女子選手が800メートル走で優勝したほか、9人の選手が入賞し、400メートルリレーでは、朝陽小学校5年生女子チームが3位に入賞しました。

6月6日、スポーツプラザにおいて、市PTA連絡協議会バレーボール大会が開催され、開会式に出席しました。大会では、小学校5チーム、中学校1チームと小・中合同3チームの計9チームが熱戦を繰り広げた結果、優勝は八街東小学校チーム、準優勝は八街北小学校と八街中学校合同チームで、優勝した八街東小チームは、6月27日土曜日に富里社会体育館で開催される郡大会へ出場されます。

6月7日、二州小学校で開催された南部地区スポーツ大会開会式に出席した後、中央グラウンドで開催された八街市近隣中学校野球大会の決勝戦を視察し、閉会式に出席しました。

この大会には、昨年度から部活動の地域展開で活動している八街中学校、八街中央中学校及び八街南中学校の合同チームが参加しました。

なお、優勝は四街道中学校、準優勝は四街道北中学校でした。

2ページをご覧ください。

6月13日、北部グラウンドにおいて、市PTA連絡協議会ソフトボール大会が開催され、開会式に出席しました。

大会では、8小学校に各中学校のPTAが加わり、計8チームで熱戦を繰り広げ、優勝は八街東小学校チームで四連覇を達成し、準優勝は二州小学校チームでした。

なお、市PTA連絡協議会バレーボール大会及びソフトボール大会には、教育委員の皆様にもご来場いただき、ありがとうございました。

6月17日、市役所において、八街市立中学校部活動の地域展開推進協議会

に出席しました。

昨年度は、陸上競技、剣道、演劇及び水泳の地域展開を進め、本年度は柔道及び男子バレーボールの地域展開を進める予定であります。

会議では、地域展開が完了する令和13年度の地域クラブの在り方についても意見を伺いました。

6月19日、朝陽小学校の運動会を視察しました。

前日の天候不良により1日順延しての開催となりましたが、好天に恵まれ、児童たちは皆元気に競技や応援に取り組んでいました。

同日、市役所において、藤本武弘育英会からの目録贈呈式に出席しました。

同育英会からは、市内4中学校へ、1校当たり約27万円、総額約110万円相当の楽器類が贈られました。

また、各中学校からは、生徒たちが心を込めて製作したお礼のメッセージが贈られ、同育英会の藤本理事長にも喜んでいただきました。

6月24日、ホテルポートプラザちばで開催された千葉県都市教育長協議会全体会及び分科会に出席しました。

全体会では、令和9年度千葉県教育予算及び人事に関する要望について協議された後、分科会では、教育行財政・学校教育・生涯学習の各テーマごとに喫緊の教育課題に関する情報交換を行いました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

5月28日に八街北中学校で台北市麗山國民中學の生徒と交流会がありました。

報告にありましたとおり部活動での交流ですので、一緒に体を動かしたり、演奏したりと短い時間の中、心を通わせた中身の濃い交流ができたと感じております。

7月にはモンゴルの生徒が来日し、実住小学校・八街中央中学校で交流事業を行う予定です。

また、昨日行われた千葉県都市教育長協議会全体会・分科会の後に県の教育総務課長の説明があり、学校における働き方改革のさらなる推進のため夏季休業中における在宅勤務、時差出勤の積極的な活用について、依頼がありました。

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回5月14日に開催しました第5回教育委員会定例会の議事録の写しをお

手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号から第3号までの議案3件、第1号報告の報告議案1件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第2号及び第3号については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免・賞罰・人事」に該当することから、非公開により審議したいと思いますがご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、議案第2号及び第3号については非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号、八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題とします。

○中央公民館長

資料の3ページをご覧ください。

本案は、中央公民館における使用申請手続きについて、現行の公共施設予約システムによる申請から、八街市公式 LINE を活用したオンライン申請への移行に伴い、様式第7号の一部を改正するものでございます。

続いて5ページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和8年7月1日からいたします。

また、経過措置といたしまして、改正後の様式につきましては、令和8年10月1日以降の使用に係る許可から適用し、令和8年9月30日以前の使用に係る許可につきましては、改正前の様式を使用するものといたします。

これは、中央公民館の使用予約が3ヶ月前の月の1日から申請が可能となることから、申請受付期間と様式の適用開始時期にずれが生じないように、このような経過措置を設けるものでございます。

次に、具体的な改正内容につきましては、参考資料をご参照ください。左（1ページ目）が現行様式、右（2ページ目）が改正後の様式（案）となっております。

主な改正点といたしましては、現行様式中段に使用許可された「日付」、「施

設内の場所」、「使用時間」等を記載する欄が設けられておりますが、移行後の LINE システムでは、複数の申請があった場合、案件ごとに許可書を発行する仕様となっております。

このため、現行様式のような定型的な記載欄では対応が難しいことから、改正後の様式では当該欄の罫線を削除し、複数案件にも柔軟に対応できる形式へ改めるものでございます。

また、許可書として必要事項を整理し、重複する記載内容を見直すとともに、現在は徴収していない冷暖房使用料及び照明使用料に関する欄を削除するなど、利用者にとって分かりやすく、見やすい様式となるよう整理を行っております。

なお、この様式第7号の許可書につきましては、申請は公式 LINE から行ったが、使用料は窓口で納付する場合又はパソコンから申請を行った場合で、いずれも LINE 上でのキャッシュレス決済を利用しない申請について、窓口での使用料納付後、その場で交付するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対し質問等がありましたらお願いします。

1点確認です。利用者への周知方法について教えてください。

○中央公民館長

今後、利用登録団体を対象に操作説明会を開催する予定です。

また、個別に事務室において操作説明は行っていく旨の周知をしたいと考えております。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

質疑がなければ、議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

続きまして、第1号報告、八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正についてを議題とします。

○学校教育課長

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正につきましては本来、教育委員会議において、ご審議いただく事項であります。会議を招集する時間的余裕がないため、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により改正させていただきましたので、同

条第2項の規定により報告するものです。

資料の8ページ、参考資料1ページ～3ページをご覧ください。

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱においては、令和6年5月16日から施行されておりますが、昨年行われた文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の変更により、名称等を「地域移行」から「地域展開」とすることとなりました。

このことによって、八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正するものです。

この要綱の施行日は、令和8年6月17日です。

以上報告いたします。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

それでは、第1号報告を終わります。

次に、教育委員報告があります。

はじめに山田教育長職務代理者より「八街第一幼稚園運動会」の報告をお願いします。

○山田教育長職務代理者

5月27日に八街第一幼稚園の運動会に参加してまいりました。

お天気も良く子どもたちも良く活動していました。

親子競技が多く、保護者もとても協力的で、子どもも保護者も楽しめた良い運動会だったなという印象です。

以上簡単ですが、報告させていただきます。

○教育長

4歳児クラスは入園して、まだ1年半余りですが、4歳児クラスの子どもたちも一生懸命に演技をしている姿がとても微笑ましいと感じたところです。

続きまして、近藤委員から「令和8年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会」についての報告をお願いいたします。

○近藤委員

5月21日に千葉県市町村教委員会連絡協議会総会とその後の講演会へ参加いたしました。

講演会では、文部科学省の担当者から部活動の地域展開の推進について、全国の様々な自治体の具体的な事例について説明がありました。

地域展開がスムーズに進んでいるところについては、財政的にも、人的資源にも恵まれているところ多かったと思います。

本市においても一部地域展開が始まっておりますので、問題や課題が見えてくるところだと思いますが文部科学省等から情報を得ながら進めていただきました

いと思います。

以上です。

○教育長

ありがとうございました。

部活動の地域展開につきましては、千葉県都市教育長協議会の中でも話題になりましたが、地域によっては、地域展開が進んでない、また、地域人材を募集したところ、応募してくださる方がいないという自治体もあるとのことでした。

部活動の地域展開は学校教育にとっては、非常に大きな変革の1つですので、着実に進めていけるように取り組んでいきたいと考えております。

ありがとうございました。

以上で教育委員報告を終わります。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第2号、八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
学校給食センター所長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第3号、教育委員会事務事業の点検及び評価に係る外部評価者の委嘱について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和 8 年第 6 回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 8 年 6 月 2 5 日 (木)
午後 1 時 3 0 分 団体研修室

定例会

第 1 教育長開会宣言

第 2 議事録署名人の指名

第 3 教育長報告

第 4 前回議事録について

第 5 議 題

(1) 議決事項

議案第 1 号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

議案第 2 号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 3 号 教育委員会事務事業の点検及び評価に係る外部評価者の委嘱について

(2) 報告事項

第 1 号報告 八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について

第 6 その他

第 7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和8年5月14日～令和8年6月24日

日付	曜日	時間	場所	内容
5 / 14	木	8 : 30	市内中学校	中学校体育祭視察
"	"	13 : 30	大会議室	教育委員会定例会議
"	"	14 : 30	教育長室	市町村教育委員会教育長説明会
5 / 15	金	10 : 00	大会議室	放課後子ども教室事業運営委員会議
"	"	11 : 00	"	放課後子ども教室協働活動リーダー連絡会議
"	"	15 : 00	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
5 / 18	月	14 : 00	八街北小学校	教頭会
5 / 19	火	15 : 00	新千葉カントリー倶楽部	第43回八街市民ゴルフ大会表彰式
5 / 20	水	9 : 00	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
"	"	16 : 00	第1会議室	部課長会議
"	"	16 : 30	教育長室	教育委員会部課長会議
5 / 21	木	8 : 50	東金アリーナ	小学校陸上競技大会
"	"	13 : 30	浦安市文化会館	令和8年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会
5 / 22	火	13 : 30	団体研修室	八街ユネスコ協会定期総会
5 / 26	"	13 : 30	第1会議室	定例記者会見
5 / 27	水	9 : 00	八街第一幼稚園	幼稚園運動会
"	"	10 : 00	大会議室	八街市家庭教育学級主事・学級長合同会議
"	"	13 : 30	教育長室	目標申告校長面談
5 / 28	木	9 : 10	特別会議室	一般質問市長打合せ
"	"	13 : 00	八街北中学校	台北市麗山國民中學交流活動視察
5 / 29	金	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和8年6月議会開会）
"	"	13 : 30	教育長室	目標申告校長面談
5 / 30	土	9 : 20	スポーツプラザ	八街市ピーナッツ卓球大会（シングルス）
6 / 1	月	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	11 : 00	学校給食センター	学校給食センター視察
"	"	13 : 00	八街中央中学校	北総教育事務所指導室訪問
6 / 2	火	9 : 00	成田市中台運動公園	印旛地区小学校陸上競技大会
"	"	13 : 30	教育長室	目標申告校長面談
6 / 3	水	16 : 30	"	教育委員会連絡会議
6 / 4	木	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（一般質問）
6 / 5	金	10 : 00	"	"
6 / 6	土	9 : 45	スポーツプラザ	八街市PTA連絡協議会バレーボール大会
6 / 7	日	8 : 30	二州小学校	南部地区スポーツ大会
"	"	14 : 00	中央グラウンド	八街市近隣中学校野球大会
6 / 8	月	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（一般質問）
6 / 10	水	10 : 00	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
6 / 11	木	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（議案質疑）
6 / 12	金	13 : 00	八街東小学校	校長会

"	"	13 : 00	八街中央中学校	八街市学校運営研修会講師
6 / 13	土	8 : 30	北部グラウンド	八街市P T A連絡協議会ソフトボール大会
6 / 16	火	13 : 30	大会議室	第1回八街市協働のまちづくり推進本部会議
6 / 17	水	15 : 00	大会議室	部活動地域展開推進協議会
6 / 18	木	9 : 20	第1会議室	部課長会議
"	"	9 : 50	教育長室	教育委員会連絡会議
"	"	13 : 30	大会議室	八街市教育支援会議
6 / 19	金	8 : 00	朝陽小学校	小学校運動会
"	"	10 : 00	大会議室	第1回八街市文化財審議会
"	"	16 : 00	特別会議室	藤本武弘育英会目録贈呈式
6 / 22	月	14 : 00	八街東小学校	教頭会
6 / 23	火	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和8年6月議会閉会）
6 / 24	水	9 : 30	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
"	"	15 : 00	ホテルポートプラザちば	千葉県都市教育長協議会全体会・分科会

令和8年5月14日第5回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市公民館の管理及び運営に関する規則（昭和 5 4 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号(第14条第1項)

八街市公民館使用許可書

第 号

年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

印

次のとおり、公民館の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
使用目的			
使用責任者			

日付	使用施設	使用時間	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る許可に関し使用し、令和 8 年 9 月 3 0 日以前の使用に係る許可に関しては、この規則による改正前の様式を使用することができる。

第1号報告

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部を次のとおり、臨時代理により改正したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和8年6月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する
告示

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱（令和6年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

「地域移行」を「地域展開」に改める。

附 則

この告示は、令和8年6月17日から施行する。

新旧対照表 (現行)

様式第7号(第14条第1項)

八街市公民館使用許可書

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

印

次のとおり、公民館の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
施設内の場所			
使用目的 (行事名称)			
使用日時			
使用責任者			
使用人数			

出演者					
出演予定者数		入場予定者数		会場整理員	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

新旧対照表 (改正後 (案))

様式第7号(第14条第1項)

八街市公民館使用許可書

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長 印

次のとおり、公民館の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
使用目的			
使用責任者			

日付	使用施設	使用時間	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

○八街市公民館の管理及び運営に関する規則

昭和 5 4 年 1 2 月 1 3 日

教育委員会規則第 4 号

〔注〕平成 2 年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八街市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条の規定に基づき、八街市中央公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(係の設置及び事務分掌)

第 2 条 公民館に管理事業係を置く。

2 前項に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 公文書の收受及び発送に関すること。
- (3) 文書、帳簿の整理及び保存に関すること。
- (4) 予算経理に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 調査、統計及び広報に関すること。
- (7) 公民館運営審議会に関すること。
- (8) 公民館事業の計画及び実施に関すること。
- (9) 各種講座及び学級に関すること。
- (10) サークル活動等の育成に関すること。
- (11) 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。

（全部改正〔平成 1 9 年教委規則 9 号〕、一部改正〔令和 4 年教委規則 3 号〕）

(職員の職及び職務)

第 2 条の 2 条例第 4 条の規定における職員の職及び職務は、次の表のとおりとする。

職	職務
館長	上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹 副主幹 係長 主査	上司の命を受け、所掌事務を処理する。
主査補 主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主事補	上司の命を受け、事務に従事する。

（全部改正〔令和４年教委規則３号〕）

（職員の配置）

第２条の３ 館長は、係長を除く所属職員の配置及び事務分掌を決定しなければならない。

（追加〔平成２年教委規則３号〕、一部改正〔平成１８年教委規則７号・令和４年３号〕）

（開館及び閉館）

第３条 公民館は、午前９時に開館し、午後９時に閉館する。ただし、必要があるときは、館長において開館又は閉館の時刻を変更することができる。

（休館日）

第４条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 定期休館日 毎週月曜日
- (2) 年始休館日 １月１日から１月４日まで
- (3) 年末休館日 １２月２８日から１２月３１日まで

２ 館長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、年間を通じ１５日以内で臨時休館日を定めることができる。

3 館長は、前項に規定する臨時休館日を定めるに当たっては、5日前までにその旨を八街市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出るとともに、これを掲示しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、開館することができる。

（一部改正〔平成4年教委規則1号・18年7号・29年2号〕）

（使用者登録）

第5条 条例第7条の規定による公民館（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和4年条例第23号）第3条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他公民館の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。

2 前項に規定する使用者登録は、使用者登録申請書（別記様式第1号）を教育長に提出し、承認を得なければならない。

3 教育長は、前項に規定する承認をしたときは、申請者に使用者番号を付与するとともに、第1項に規定する事項を公共施設予約システムに登録するものとする。

4 使用者登録の有効期限は、登録を受けた日から3年間とする。なお、使用者登録した者は、有効期間の満了する日の1月前から、使用者登録の更新の申請をすることができる。

（追加〔令和5年教委規則5号〕）

（使用者登録に係る事項の変更）

第6条 使用者登録した者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者登録変更届出書（別記様式第2号）により、前条第1項の規定による使用者登録の内容を変更しなければならない。

(1) 使用者登録に係る事項について変更があったとき。

(2) 使用者登録を廃止しようとするとき。

(3) 公共施設予約システムのサービスの利用を停止しようとするとき。

(4) 前号による停止を解除するとき。

(追加〔令和5年教委規則5号〕)

(使用者登録の取消し)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者登録を取り消すことができる。

(1) 使用者登録した者が前条第2号の規定により、教育長に廃止の届け出をしたとき。

(2) 第5条第4項の規定による有効期間が満了したとき。

(3) 使用者登録した者が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき。

(4) 使用者登録した者がこの規則の規定に違反したとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定（第1号を除く。）により使用者登録を取り消した場合は、速やかに使用者登録取消通知書（別記様式第3号）により、当該使用申請者に通知するものとする。

(追加〔令和5年教委規則5号〕)

(公共施設予約システムの使用停止)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公共施設予約システムで提供するサービスを停止することができる。

(1) 使用者登録した者が第6条第3号の規定により、教育長に使用の停止の届出をしたとき。

(2) 他の使用者登録した者に係る使用者番号及び暗証番号を使用し、不正に使用のおそれがあると認められるとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定（第1号を除く。）により使用を停止した場合は、速やかにその旨を公共施設予約システム停止通知書（別記様式第4号）により、当該使用者登録した者に通知するものとする。

(追加〔令和5年教委規則5号〕)

(使用の優先予約)

第9条 教育長は、社会教育の振興など公益上必要な事業については、第11条第1項の規定前に優先して公民館の予約（以下「優先予約」という。）を認めることができる。なお、優先予約の受付期間は、使用予定日の属する年度の前年度の10月からとする。

2 第1項による受付の詳細は、次条第2項の規定に基づき各号ごとに別途通知する。

（追加〔令和5年教委規則5号〕）

（優先予約の対象事業）

第10条 優先予約は次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業
- (2) 市の機関以外の官公署が主催する事業
- (3) 市と密接な関係を有する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、公益を目的とした事業を行う団体が主催する事業
- (4) 八街市文化協会及びその所属団体が主催する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事業

2 優先予約による使用の順位は、前項各号の順によるものとする。

（追加〔令和5年教委規則5号〕）

（使用の予約）

第11条 使用申請者は、使用予定日の属する月の3月前の月の1日から14日までの間に、使用の許可の申請予約（以下「予約」という。）をすることができる。

2 前項による予約は公共施設予約システムを使用するものとする。なお、公民館において予約を受け付ける場合は、公民館における同システムを使用することができる。

3 前項による予約は公共施設予約システムへの登録が完了したものを有効とする。なお、公民館において予約を受け付ける場合は、公民館における同システムへの登録が完了したものを有効とする。

4 前3項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を

決定するものとし、施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

- 5 使用予定者は、前項の規定による決定を受けたときは、第13条第1項に規定する申請をしなければならない。なお、この場合において同条同項中「使用予定日の3日前」とあるのは「月末」と読み替えるものとする。
- 6 教育長は、使用予定者が前項に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

（追加〔令和5年教委規則5号〕）

（随時申請）

第12条 使用予定者を除く使用申請者は、第13条第1項の規定による申請を随時することができる。なお、随時申請は先着順とする。

（追加〔令和5年教委規則5号〕）

（使用の手続）

第13条 使用申請者は、八街市公民館使用許可申請書（別記様式第5号）を使用予定日の属する月の3月前の月の15日から使用予定日の3日前までに教育長に提出しなければならない。ただし、公共施設予約システムを使用した場合は、これをもって申請書の提出に代えることができる。なお、教育長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項による申請は公共施設予約システムへの登録が完了したものを有効とする。なお、公民館において申請を受け付ける場合は、公民館における同システムへの登録が完了したものを有効とする。

（全部改正・一部改正〔令和5年教委規則5号〕）

（使用の許可）

第14条 教育長は、前条の許可申請書を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市公民館使用許可書（以下「許可書」という。）（別記様式第6号）を使用申請者に交付するものとする。ただし、公共施設予約システムを使用した場合については、許可書（別記様式第7号）を使用申請者に交付するものとする。

- 2 前項による許可書を交付する場合において、条例第7条第2項に規定する制限又は条件を付するときは、当該許可書にその旨を記入しなければならない。

(全部改正・一部改正〔令和5年教委規則5号〕)

(許可条件等の変更の手續)

第15条 公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が条例第7条第3項に規定する使用の目的、条件等の変更の承認を受けようとするときは、八街市公民館使用条件等変更承認申請書（別記様式第8号）に当該公民館使用許可書の写しを添えて使用日前に教育長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成4年教委規則1号・17年7号・令和5年5号〕)

(許可条件等の変更等)

第16条 教育長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、当該申請事項を審査し、変更させることに支障がないと認めるときは、八街市公民館使用条件等変更承認書（別記様式第9号）を当該申請者に交付する。

- 2 八街市公民館使用料徴収条例（昭和54年条例第18号）第6条第2号に規定する使用料の還付をする相当の理由があると認められる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、使用者は、使用を取りやめる日及び理由を記載した書面に許可書の写しを添付し、教育長に提出しなければならない。

- (1) 使用者又はその関係者が感染症等その他疾病又は家族の介護等により活動を中止する場合
- (2) 使用者又はその関係者の冠婚葬祭と使用日が重複したため活動を中止する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育長が特に必要と認める場合

(一部改正〔平成17年教委規則7号・23年2号・令和5年5号〕)

(使用許可等の取消し又は停止)

第17条 教育長は、第14条第1項の許可又は前条の承認を受けた者が条例第8条各号のいずれかに該当するものと認めたときは、当該使用許可の取消し又は使用の停止をする。

2 前項の取消し又は停止は、八街市公民館使用（許可変更承認）取消（停止）通知書（別記様式第 10 号）をもって使用者に命ずる。

（一部改正〔平成 4 年教委規則 1 号・17 年 7 号・令和 5 年 5 号〕）

（汚損等の届出）

第 18 条 条例第 9 条第 1 項の届出は、八街市公民館汚損等の届出書（別記様式第 11 号）によるものとする。

（一部改正〔平成 17 年教委規則 7 号・令和 5 年 5 号〕）

（損害の修復、賠償等）

第 19 条 条例第 10 条の規定による原状修復又は損害賠償の請求は、八街市公民館の損害修復、賠償等の請求に関する通知書（別記様式第 12 号）により請求する。

（一部改正〔平成 17 年教委規則 7 号・令和 5 年 5 号〕）

（公民館備付表簿）

第 20 条 公民館に備えなければならない表簿は、条例又は他の規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 公民館に関係のある法令
- (2) 公民館沿革誌及び公民館日誌
- (3) 文書処理簿及び公文書つづり
- (4) 施設台帳
- (5) 設備台帳
- (6) 利用台帳
- (7) 出勤簿、旅行命令簿及び職員関係諸帳簿
- (8) 事業実施に関する諸帳簿

（一部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

（事業計画）

第 21 条 公民館の運営に関する事業計画は、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞いて教育委員会が決定する。

（一部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

（事業報告）

第 2 2 条 館長は、毎月の事業の実績について、翌月 5 日までに年度中央公民館事業実施報告書（別記様式第 1 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。

（一部改正〔平成 1 7 年教委規則 7 号・令和 5 年 5 号〕）

（審議会の組織）

第 2 3 条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）の互選により委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を行う。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

（一部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

（会議）

第 2 4 条 会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 招集は、日時、場所及び付議すべき事項とともに通知する。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（一部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

（審議会の事務）

第 2 5 条 審議会の事務は、公民館において処理する。

（一部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

（補則）

第 2 6 条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（一部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 公民館運営審議会運営規則（昭和31年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和55年10月2日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月3日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日教委規則第4号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月29日教委規則第6号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、既に改正前の八街市公民館の管理及び運営に関する規則の規定により公民館の使用許可を受けている者は、改正後の八街市公民館の管理及び運営に関する規則の規定により公民館の使用許可を受けた者とみなす。

附 則（平成9年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日教委規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日教委規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日教委規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月9日教委規則第2号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和元年5月23日教委規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月24日教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日教委規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条第2項）

申請日 年 月 日

使用者登録申請書

（あて先）八街市教育委員会教育長

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり使用者登録を申請します。

申請区分	1. 新規登録 2. 登録更新	
団体	名称	(フリガナ)
代表者	氏名	(フリガナ)
連絡先	氏名	(フリガナ)
	郵便番号	
	都道府県	
	市区町村	
	町名番地	
	マンション等	
	電話番号（自宅）	
	電話番号（携帯）	
	メールアドレス	

パスワード	
-------	--

※パスワードは4～15桁の半角英数字

登録日 年 月 日
使用者番号 号
減 免 無 50% 100%

様式第2号（第6条第1項）

申請日 年 月 日

使用者登録変更届出書

（あて先）八街市教育委員会教育長

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり使用者登録の変更を届け出ます。

届出区分	1. 変更 2. 利用停止 3. 停止解除 4. 廃止	
届出理由		
登録番号		
団体	名称	(フリガナ)
代表者	氏名	(フリガナ)
連絡先	氏名	(フリガナ)
	郵便番号	
	都道府県	
	市区町村	
	町名番地	
	マンション等	
	電話番号（自宅）	
	電話番号（携帯）	
	メールアドレス	

登録日 年 月 日

様式第3号（第7条第2項）

年 月 日

使用者登録取消通知書

様

八街市教育委員会教育長 印

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により、公共施設予約システムの使用者登録を取り消したので通知します。

団体名	
登録番号	
使用者登録取消しの理由	
使用者登録取消年月日	
備考	

様式第4号（第8条第2項）

年 月 日

公共施設予約システム停止通知書

様

八街市教育委員会教育長 印

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第8条第1項の規定により、公共施設予約システムのサービスの利用を停止したので通知します。

団体名	
登録番号	
使用停止の理由	
使用停止年月日	
備考	

様式第5号（第13条第1項）

八街市公民館使用許可申請書

申請日 年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

申請者 住所
氏名
電話 ()

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 日 時	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
使 用 目 的 及 び 内 容				
使 用 施 設	大会議室、中会議室、小会議室（1階・2階）、 視聴覚室、工作工芸室、和室（1）（2）（3）、青年団体室、調理室、 音楽室、陶芸室（電気窯）、廊下壁面、駐車場（屋外行事使用）			
使 用 備 品	ピアノ、マイク（ ）、机（ ） いす（ ）			
使 用 団 体 名			使用人員	名
使 用 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話	（ ）
使 用 料 金	有 料	円	減額（ 割）	円 免 除
備 考	許可日 年 月 日			

様式第6号（第14条第1項）

八街市公民館使用許可書

年 月 日

住所.....
氏名.....様
電話.....（ ）.....

次のとおり、公民館の使用を許可します。なお、使用に当たっては、八街市公民館の設置及び管理に関する条例及び八街市公民館の管理及び運営に関する規則等を遵守のこと。

八街市教育委員会教育長										印
使 用 日 時	前 前									
	年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分									
	後 後									
	前 前									
使 用 日 時	年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分									
	後 後									
	前 前									
	年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分									
使 用 日 時	後 後									
	前 前									
	年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分									
	後 後									
使 用 目 的 及 び 内 容										
使 用 施 設	大会議室、中会議室、小会議室（1階・2階）、 視聴覚室、工作工芸室、和室（1）（2）（3）、青年団体室、調理室、 音楽室、陶芸室（電気窯）、廊下壁面、駐車場（屋外行事使用）									
使 用 備 品	ピアノ、マイク（ ）、机（ ） いす（ ）									
使 用 団 体 名						使用人員	名			
使 用 責 任 者	住 所									
	氏 名					電 話	（ ）			
使 用 料 金	有 料		円		減額（ 割）		円		免 除	
備 考	許可日 年 月 日									

※裏面の注意事項にご留意ください。

注 意 事 項

- 使用する前に公民館受付にこの許可書を提示してください。また、使用後は別紙使用報告書を提出してください。
- 使用時間を厳守してください。（許可された時間内で準備・後片付けを済ませてください。）
- 会場の準備・後片付け・湯茶の接待等はすべて使用者が行ってください。また、茶葉は利用者にてご用意ください。
- 火気の取扱いについては、特に注意してください。
- 使用後は、必ず清掃し、戸締りも忘れずに行ってください。
- 公民館は教育施設です。アルコール類はご遠慮ください。
- 施設・設備や備品等を損傷し、又は紛失した際は、使用者に弁償していただきます。
- 条例・規則・許可条件等に違反した場合は、使用許可の取消し又は使用の停止をすることがあります。
- その他、職員をお願いすることにご協力ください。

公民館は社会教育施設です。次の行為は、禁止されています。

- ・営利を目的として事業を行うこと。
- ・特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すること。
- ・公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すこと。

様式第7号(第14条第1項)

八街市公民館使用許可書

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長 印

次のとおり、公民館の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
施設内の場所			
使用目的 (行事名称)			
使用日時			
使用責任者			
使用人数			

出演者					
出演予定者数		入場予定者数		会場整理員	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

様式第8号（第15条）

八街市公民館使用条件等変更承認申請書

申請日 年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

申請者 住所.....
氏名.....
電話.....（ ）.....

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第15条の規定により、次のとおり申請します。

使用許可日時	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後		
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後		
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後		
使用変更日時	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後		
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後		
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後		
使用許可施設	大会議室、中会議室、小会議室（1階・2階）、 視聴覚室、工作工芸室、和室（1）（2）（3）、青年団体室、調理室、 音楽室、陶芸室（電気窯）、廊下壁面、駐車場（屋外行事使用）		
使用団体名		使用人員	名
使用責任者	住 所		
	氏 名		電 話 （ ）
備 考	変更許可日 年 月 日		

様式第9号（第16条第1項）

八街市公民館使用条件等変更承認書

年 月 日

住所.....
 氏名.....様
 電話.....（ ）.....

次のとおり、公民館の使用条件等を変更承認します。なお、使用に当たっては、八街市公民館の設置及び管理に関する条例及び八街市公民館の管理及び運営に関する規則等を遵守のこと。

八街市教育委員会教育長



使用許可日時	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
使用変更日時	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
	前 前 年 月 日 曜日 午 時 分～午 時 分 後 後			
使用許可施設	大会議室、中会議室、小会議室（1階・2階）、 視聴覚室、工作工芸室、和室（1）（2）（3）、青年団体室、調理室、 音楽室、陶芸室（電気窯）、廊下壁面、駐車場（屋外行事使用）			
使用団体名			使用人員	名
使用責任者	住 所			
	氏 名		電 話	（ ）
備 考	変更許可日 年 月 日			

※裏面の注意事項にご留意ください。

注 意 事 項

- 使用する前に公民館受付にこの承認書を提示してください。
- 使用時間を厳守してください。（許可された時間内で準備・後片付けを済ませてください。）
- 会場の準備・後片付け・湯茶の接待等はすべて使用者が行ってください。また、茶菓は利用者にてご用意ください。
- 火気の取扱いについては、特に注意してください。
- 使用後は、必ず清掃し、戸締りも忘れずに行ってください。
- 公民館は教育施設です。アルコール類はご遠慮ください。
- 施設・設備や備品等を損傷し、又は紛失した際は、使用者に弁償していただきます。
- 条例・規則・許可条件等に違反した場合は、使用許可の取消し又は使用の停止をすることがあります。
- その他、職員をお願いすることにご協力ください。

公民館は社会教育施設です。次の行為は、禁止されています。

- ・営利を目的として事業を行うこと。
- ・特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すること。
- ・公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すこと。

様式第10号（第17条第2項）

八街市公民館使用許可（変更承認）取消（停止）通知書

年 月 日

.....様

八街市教育委員会教育長



使用許可日時	年 月 日 曜日				前 午 時 分 後	前 午 時 分 後
	年 月 日 曜日				前 午 時 分 後	前 午 時 分 後
	年 月 日 曜日				前 午 時 分 後	前 午 時 分 後
	年 月 日 曜日				前 午 時 分 後	前 午 時 分 後
	年 月 日 曜日				前 午 時 分 後	前 午 時 分 後
使用許可施設	大会議室、中会議室、小会議室（1階・2階）、 視聴覚室、工作芸室、和室（1）（2）（3）、青年団体室、調理室、 音楽室、陶芸室（電気窯）、廊下壁面、駐車場（屋外行事使用）					
使用団体名				使用人員	名	

年 月 日付けで使用許可した上記の日時等について、下記の理由により
取り消（停止）します。

記

- 1 法令、条例又は規則に違反した。
- 2 使用許可条件に違反した。
- 3 使用に関し、館長の指示又は使用上遵守する事項に違反した。
- 4 公民館の管理運営上止むを得ない事情が生じたため。

様式第11号(第18条)

八街市公民館汚損等の届出書

八街市教育委員会教育長 様

届出人 住 所.....
氏 名.....
電 話 ().....
団体名.....

年 月 日に公民館を使用したところ下記の物件を〔汚損・き損・亡失〕したことを報告いたします。

なお、原状修復費用（損害賠償額）については、全額当団体（人）が負担いたします。

記

物 件 名	

様式第 1 2 号(第 1 9 条)

八街市公民館の損害修復、賠償等の請求に関する通知書

八教公第 号

年 月 日

様

八街市長

団

請 求 額	¥ _____ 円
-------	-----------

年 月 日付けで報告がありました、下記物件の修復（賠償）額を上記
のとおり請求（通知）いたします。

記

物 件 名	
使 用 年 月 日	年 月 日（ 曜日）
団 体 名	

様式第13号(第22条)

年度中央公民館事業実施報告書

(月)

八街市教育委員会教育長様

1 事業名	①	②	③
	④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨
	⑩	⑪	⑫
	⑬	⑭	⑮
2 実施数	講座		回
3 実施日数			
4 講師名	①	②	③
	④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨
	⑩	⑪	⑫
5 会場			
6 事業概要			

7 参加者内訳

年 齢	14歳以下	15～25	26～39	40～59	60歳以上	計
男						
女						
合 計						

8 所感

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

9 予算執行額

.....円

10 予算執行内訳

講師謝礼.....円

昼食代.....円

その他.....円

中央公民館長.....印

別記様式第 1 号（第 5 条第 2 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 2 号（第 6 条第 1 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 3 号（第 7 条第 2 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 4 号（第 8 条第 2 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 5 号（第 13 条第 1 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 6 号（第 14 条第 1 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 7 号（第 14 条第 1 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 8 号（第 15 条）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 9 号（第 16 条第 1 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 10 号（第 17 条第 2 項）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 11 号（第 18 条）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 12 号（第 19 条）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

様式第 13 号（第 22 条）

（全部改正〔令和 5 年教委規則 5 号〕）

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱（令和6年教育委員会告示第3号）

新旧対照表

現行	改正後（案）
（題名） 八街市立中学校部活動の<u>地域移行</u>推進協議会設置要綱 （設置） 第1条 八街市立中学校（以下「市立中学校」という）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツや文化芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の在り方を検討する八街市立中学校部活動の<u>地域移行</u>推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。 （事業） 第2条 推進協議会は、学校部活動の<u>地域移行</u>に関する次の事項について協議及び検討を行う。 （1）学校部活動の<u>地域移行</u>に係る方向性に関すること。 （2）学校部活動の<u>地域移行</u>に係る具体的施策に関すること。 （3）略 （4）その他、前号に掲げるほか、学校部活動の<u>地域移行</u>に必要な事項に関すること。 （組織） 第3条 推進協議会の委員は、学校部活動の<u>地域移行</u>を推進する教育委員会及び関係団体の代表者若干名をもって組織する。 2 略	（題名） 八街市立中学校部活動の<u>地域展開</u>推進協議会設置要綱 （設置） 第1条 八街市立中学校（以下「市立中学校」という）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツや文化芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の在り方を検討する八街市立中学校部活動の<u>地域展開</u>推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。 （事業） 第2条 推進協議会は、学校部活動の<u>地域展開</u>に関する次の事項について協議及び検討を行う。 （1）学校部活動の<u>地域展開</u>に係る方向性に関すること。 （2）学校部活動の<u>地域展開</u>に係る具体的施策に関すること。 （3）略 （4）その他、前号に掲げるほか、学校部活動の<u>地域展開</u>に必要な事項に関すること。 （組織） 第3条 推進協議会の委員は、学校部活動の<u>地域展開</u>を推進する教育委員会及び関係団体の代表者若干名をもって組織する。 2 略

八街市立中学校部活動の地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 八街市立中学校（以下「市立中学校」という）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツや文化芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の在り方を検討する八街市立中学校部活動の地域展開推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。

(事業)

第2条 推進協議会は、学校部活動の地域展開に関する次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 学校部活動の地域展開に係る方向性に関すること。
- (2) 学校部活動の地域展開に係る具体的施策に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、前号に掲げるほか、学校部活動の地域展開に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会の委員は、学校部活動の地域展開を推進する教育委員会及び関係団体の代表者若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市立中学校長、教頭及び教諭
- (3) 地域スポーツ団体及び社会教育活動の代表者
- (4) 市立中学校の生徒の保護者代表
- (5) 行政関係者
- (6) その他、前号に掲げるほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項について協議し、及び検討するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

3 前号に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 推進協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。